

## 共同生活援助（GH）の請求における留意事項

### （１）実績記録票の入力について

- ・入居していない日については、行（日付）がないはずですのでご注意ください。  
（例えば 4/25～入居であれば、4/25 からの行のみとなります。）
  - ・体験利用の場合も同じで、サービス提供した日の分しか「行」はないこととなります。  
（例えば 4/15.16.17 と 2 泊 3 日体験した場合は、15.16.17 の 3 行のみとなります）
  - ・体験利用の場合は、備考欄に体験利用と入力をお願いします。（体験型の支給決定は受給者証の特記に記載あり。連続 30 日、通算 50 日の上限あり）
  - ・入院時の加算を算定される場合は、支援を実施した日の備考欄に「支援実施」と入力をお願いします。（訪問支援回数によって、算定できる加算が違うため要注意）
- 入力方法のご不明点につきましては、それぞれのソフト会社（国保連の簡易入力→国保連等）にお尋ね下さい。

### （２）補足給付費（家賃補助）について（上限 10000 円）

受給者証の（Ⅰ）に「共同生活援助補足給付費対象者」の支給決定があり、かつ受給者証の（Ⅱ）の特定障害者特別給付費に「10000 円の支給決定」と両方の支給決定がないと請求できません。

また実費算定額の金額は、「実際の家賃額」を入力して下さい。

- ・1 か月の家賃が 37500 円の場合・・・1 ヶ月丸々入居された場合は実費算定額が 37500 円 で、補足給付費として請求できるのが 10000 円となります。
- ・4/29～入居の場合、4 月としては 2 日間のみで  $37500 \div 30 \times 2 = 2500$  円であれば、4 月の実費算定額は 2500 円となり、補足給付費として請求できるのが 2500 円 となります
- ・その月に利用したすべての GH で、合わせて 1 万円の上限となります。月の途中で GH を変わられた時などはご注意ください。（事業所間で調整・確認をお願いします）

### （３）外泊（入院）について

外泊についてはウェルネットなごやの実績記載例にもありますように、外泊の始まり・中日・外泊の最終日もサービス提供の状況は「外泊」となります。

基本的には外泊の初日と最終日は基本報酬の算定ができますが、外泊初日は夜間支援体制加算及び夜勤職員加配加算の算定はできませんのでご注意ください。（外泊の本体報酬有りか無しかは、次の併給等を確認の上、選択して頂くこととなります）

夜、宿泊していない日（退所日等）に関しては夜間支援の算定はできません。

#### (4) 居宅の併給のある方について

基本的にはGHの本決定の支給決定が下りると、居宅介護の併給はできなくなりますが、帰省時に必要があると認められる場合は併給されることがあります。ただし、GHの請求が全くない場合に限りますので、ご注意ください。

土・日・月で帰省した場合、通常は土曜（外泊の始まり）と、月曜（外泊の終わり）は基本報酬を算定できますが、もし帰省した実家で土曜日の夜に居宅を利用したい場合は、土曜日のGHの請求はできなくなることになりますので、調整が必要になります。（本来は算定できて、居宅が算定するためGHでは算定をしない場合には、備考欄に算定なしと入力）

後から利用したことが判明しトラブルになることを避けるために、契約時に必ず受給者証で居宅等の他のサービスの支給決定もご確認して、帰省される方は帰省時中の他のサービス利用状況を確認していただきますようお願いいたします。

#### (5) 共同生活援助重度居宅の支給決定の方について

支給決定されているのが、共同生活援助基本ではなく、共同生活援助重度居宅の方は、GH内で居宅（ヘルパー）の利用が認められている方になります。

GH内で居宅（ヘルパー）を利用した「日」は、請求算定が基本ではなく、「特例」の請求単位となりますのでご注意ください（備考欄に居宅利用と入力）。居宅（ヘルパー）を利用していない日は通常の基本の請求をすることができます。

#### (6) 障害支援区分について

GHの請求は障害支援区分によってサービスコードが違ってきます。実際の請求算定としては、支援をした日の障害支援区分で請求してください。（月の途中で障害支援区分が1から3に変わった方は、変わる日までは障害支援区分1の単位で、変わった後は障害支援区分3の単位で請求することになります。）

ただし、明細書の情報としては月末日の障害支援区分を入力していただくこととなりますので、ご注意ください。

#### (7) 夜間支援体制加算について

夜間支援体制加算の算定にかかわる利用者さんの人数については、届け出をされている人数で算定し請求して頂くことになっていますので、ご注意ください。

※ウェルネットなごやの「事業者の方へ」新着情報の2019年9月14に注意喚起の説明がありますので一度、ご確認ください。なお、夜間支援体制加算の内容については、指定指導係にお問い合わせください。

(問い合わせ先)

障害者支援課認定支払係 (TEL972-2602)